

## 益社団法人日本女医会 山本繯子賞 規程

### (目 的)

第1条 公益社団法人日本女医会 山本繯子賞は、山本繯子氏の御遺志により日本女医会に寄付された基金500万円から、若手女性医師の海外におけるグローバルな活躍を目的とした助成を行うものである。

### (英語表記)

第2条 The Hiroko Yamamoto Award, Japan Medical Women's Association とする。

### (対 象)

第3条 山本繯子賞の授与は、原則、毎年2名とする。

### (助成金授与額)

第4条 原則、一人当たり10万円とする。

### (選考対象)

第5条 申請時に満45歳未満で、大学病院または総合病院などに常勤医として勤務しており、1年以内に海外学会報告などの学術活動を行っている、または1年以内に行う予定の日本国に在住している女性医師（教授は除く）とする。臨床・基礎医学の別は問わない。

### 第6条 申請に必要な書類

#### 申請書

- 1) 履歴書（写真貼付）
- 2) 学会発表の抄録
- 3) 研究に関する自著を含む共著論文2編

#### 申請書類に加えて次の書類も併せて提出しなければならない

- 1) 公益社団法人日本女医会会員（選考委員を除く）2名の推薦状
- 2) 誓約書
- 3) 業績目録

### (選考委員)

第7条 会長、副会長、学術部理事および会長が任命した若干名とする。

(授 与)

第8条 受賞者は原則として、受賞年度に開催される総会において表彰される。

(報 告)

第9条 学会発表報告を受賞後1年以内に行うものとする。報告書は日本女医学会会報に掲載する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成31年3月16日改訂)